

コンプライアンス委員会規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本パラダンススポーツ協会（以下「JPDSA」という。）におけるコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）に関することを定める。

(委員会の業務)

第2条 委員会は、本協会の倫理規定（コンプライアンス）に関して、以下に示す各事項を審議・所管する。

- (1) 倫理規程の整備に関すること
- (2) JPDSA に申し立てがあった場合、問題点を把握・整理し、対策を審議すること
- (3) 倫理・社会規範意識の啓発活動に関すること
- (4) その他倫理活動事業の目的達成に必要なこと
- (5) 本条第1項(2)の処分に対する不服申し立てを審査すること

(委員の構成)

第3条 委員会に、つぎの委員を置く。委員長 1名 委員 若干名

2 委員長及び委員は、理事会の議決により指名する。

(任期)

第4条 委員の任期は、指名の日から開始し、JPDSA 理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長が招集して、その議長となる。

2 委員会の議事は、委員長及び委員の合意により決定する。

3 代表理事、副代表理事、理事及び事務局長は委員会に出席して意見を述べる ことができる。

4 本規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

附則

1 本規程は、令和 元年 11 月 5 日から施行する。